

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成18年度の業務実績の評価結果

平成19年8月28日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成18年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。今年度の当研究所の業務実績の評価は、平成18年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成18年度～22年度）の初年度の達成度についての評価である。

当研究所に対しては、国の附属機関から独立行政法人となった経緯を踏まえ、第1期中期目標（平成13年度～17年度）に引き続き、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成17年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成18年度業務実績全般の評価

第2期中期計画に移行し研究所の理念がより明確に打ち出され、栄養及び運動に関わるわが国の中心的な研究機関として、質が高く、社会的にも重要な研究を遂行していこうという姿勢は、高く評価できる。

重点特化した3つの研究プロジェクトの中では、特にメタボリックシンドロームを含む生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究において、新しい運動基準及び運動指針（エクササイズガイド）の策定に当たっての学術的な貢献は、高く評価できる。また、研究所全体として質の高い論文が国際的に多数発表されていることは評価できる。

研究成果の普及及び活用については、平成20年度からの医療制度構造改革の流れにタイムリーに対応し、一般向けの公開セミナー及び専門家向けのセミナーを積極的に行い、エクササイズガイド、都道府県健康増進計画、特定健診・保健指導等に従事する人材の育成に寄与したことは、高く評価できる。

一方、中期目標の確実な達成に向けて次のような積極的な取組がなされた。

第1期中期計画における研究部門の組織を全面的に見直し、部・室制を廃し、プログラム－プロジェクト制に移行し、研究の効率的で横断的な業務運営を図ったことは評価できる。特に、プログラム毎に常勤職員の人件費も含めたコスト管理を開始したことは、職員の意識向上にも大きく貢献している。

研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の研究・業務に従事する必要な人材について、中長期的な視点から若手研究者の採用を行い、的確に配置したことは評価できる。

また、研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、増員をせず現員の配置換えにより事務部に「業務課」を設け、研究者の事務的あるいは対外的な業務を実行する体制をつくり、研究環境を大きく改善した。今後は、業務課が効率的に活用されることを期待する。

これらを踏まえると、平成18年度の実績評価については、全体として当研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 「健康食品」に関する正しい知識については、国民の関心も高いことから、国民への普及啓発に資する情報発信方法をさらに充実する必要がある。
- ② 事務等の効率化を図るため、平成18年度において、事務部門に「業務課」を設け、研究部門がより研究に専念できる体制を構築したところであるが、今後は、業務課が機能を発揮し、効率的に活用されるよう工夫する必要がある。
- ③ 経費節減の取組に工夫を凝らし、競争的資金等の外部資金を広く多領域より獲得し、業務のより効率的な実施につなげる必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### ① 研究に関する事項

3つの重点調査研究『生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究』、『日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究』、『「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究』については、食生活及び運動を通じた国民の健康づくりやメタボリックシンドローム対策等を推進する上で必要なエビデンスの構築に貢献した。特に、運動指針（エクササイズガイド）の策定においては研究所が中心的な役割を果たし、基礎となるエビデンスの構築とともに、専門職への普及啓発も含めて積極的な対応がなされたことは、高く評価できる。また、食事摂取基準の次期改定に向けての基礎的な研究が着実になされていること及び標準的な健診・保健指導プログラムの開発を行ったことは評価できる。

「健康食品」に関わる調査研究においては、国民への普及啓発に資する情報発信のさらなる充実が必要である。

重点調査研究以外に関しても、創造的研究として所内の若手研究者から公募を行い、外部委員による事前・事後評価により質の高い研究テーマを選択し、研究が行われている。研究成果については、質の高い学術雑誌への掲載

や学会における招待講演も含めて、積極的な発表が行われており、目標に対する成果は評価できる。

研究成果を社会に広く還元するための取組みも積極的に行われており、一般向けの普及啓発のための公開セミナーに加えて、専門家向けのセミナーを時宜を得て、戦略的に行っている点は評価できる。なお、若い世代に対する科学や健康に関する知識や興味を喚起させる取組みに期待する。

研究の実施体制等については、第2期中期計画の初年度にあたり組織の再構築を行い、新中期目標・計画に対応したプログラム・プロジェクト制による機能強化を図り、人や予算の配置、配分にメリハリをつけ、業務の円滑かつ確実な実施基盤を整えたことは、評価できる。また、当研究所には、客員研究員（無報酬）として27名を他の組織から受け入れており、その中には組織図上も重要なポストに位置付けている人員も存在する（平成19年3月時点）。これ以外にも研修目的等で受け入れ、組織図上明示されない人員も存在する。これらの人員は当研究所の業績に直接的・間接的に寄与しているにもかかわらず、事業報告書上では報告されない。当研究所を支える人的資源としてこれらの人員の活動を事業報告書上で開示することは当研究所の実績としても重要であるし、また透明性の観点からも有用なことと考えられるため、今後は積極的な情報開示を行うことが適切と考えられる。なお、併任職員についても同じ課題があると考えられるので、検討する必要がある。

## ②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項

健康増進法に基づく業務として、平成20年度からの医療制度構造改革におけるメタボリックシンドローム対策の計画及び評価に対応するために、国民健康・栄養調査の早期集計・分析に努めるなど、適切な対応がなされ、また、食品の分析業務及び精度管理に資する取組みについても適切に対応がされたことは、評価できる。

社会的・行政ニーズへの対応としては、厚生労働省や内閣府との間で、実務者レベルの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに適宜対応した業務体制を整えている。しかしながら、一般国民との情報交換やその成果については、さらなる取組みをすることが必要である。

国際協力については、第2回アジアネットワークシンポジウムにおける議論を踏まえ、アジア地域における栄養学の研究及び技術協力の拠点としての役割を研究所が担えるように、人材育成、共同研究、情報発信、国際機関への協力に関して中期計画に沿った成果をあげている。

栄養情報担当者（NR）制度については、同制度が発足して3回目の認定試験が実施されたところである。養成講座の数及び受験者数が着実に増加しており、社会的なニーズ及び認知が高まっているものと思われるが、NRの人材活用、質的向上等に向けての取組みをさらに積極的に行う必要がある。

また、NR業務の効率化を進めるとともに、中期計画に沿って、NR制度のあり方について検討を開始したことは、評価できる。なお、NR認定事業は、一定の利益が上がっているが、当事業は収益獲得が主目的ではないため、単価改定の検討やサービス内容の充実等を図っていく必要がある。

### ③情報発信の推進に関する事項

情報センターを新たに設置し、積極的な情報発信、研究成果の国民への還元を目指した取組体制の強化を図り、当研究所の公式ホームページ、「健康食品の安全性・有効性情報」等各種サイトの維持管理及び更新、また、近年の課題である「食育」に対応して親子で閲覧できる「えいようきつず」等新規サイトの公開を開始した。研究成果等をまとめた「健康・栄養ニュース」の刊行及び電子配信等も行われているが、今後は、コンテンツの内容について工夫する等の積極的な取組みに期待する。

## (2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### ①運営体制の改善に関する事項

毎週朝のプログラムリーダー会議、イブニングトークなどにより、重要な情報及び意識の共有化が進められたこと、また、各プログラムの研究・業務の進捗状況の把握に加えて、予算の執行状況についても、所内イントラネットを活用して随時把握できるように新たにシステムが構築されたことなど、運営体制の改善に努めたことは、評価できる。

### ②研究・業務組織の最適化に関する事項

第1期中期計画における組織を全面的に見直し、プログラムプロジェクトによる研究組織の再構築を行った。また、民間企業、大学、その他の機関からの研究者の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与すると共に、研究所の活性化につなげるとともに、それらの機関への研究所職員の派遣を行い、若手研究者等を育成に寄与し、共同研究等の基盤を構築したことは、評価できる。

### ③職員の人事の適正化に関する事項

研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の研究・業務に従事する若手研究者の公募を行い、3名の研究員の採用を行った。研究補助員についても、各プログラム、センターの業務量を考慮しながら、外部からの競争的研究費や民間企業等からの受託収入等を有効に活用して、必要な人材を雇用し、研究・業務の実施体制を整備したことは、評価できる。

また、人事の適正化のため、各研究員に関しては、所属するプログラムや

センターの中間実績及び年度末の実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を、昇級・昇任あるいは賞与の算定に際して考慮した。事務職員についても、職員の資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について上司による段階評価を行い、昇級、昇任、賞与の算定等に反映させている。今後とも人事の透明性等を保つ努力を期待する。

#### ④事務等の効率化・合理化に関する事項

運営費交付金以外の外部研究費の獲得等及び対外的な業務を行う「業務課」を増員を行わず事務部門に新たに設け、業務分担を明確にし、研究部門がより研究に専念できる体制を構築した。今後は、業務課が効率的に活用されることを期待する。さらに、所内イントラネットに大きな改良を加え、電子掲示板、研究費等執行状況確認システム等の活用を開始し、業務の効率化につながりつつある。

#### ⑤評価の充実に関する事項

所内幹部が構成員である研究企画委員会が中心となり、評価の仕組みをより研究所組織・機能に着目した形（プログラム毎評価＋個人評価）に改め、各プログラム（センター）の中での構成員の役割期待と実績という観点から内部評価を行っていることは、評価できる。

#### ⑥業務運営全体での効率化

原則一般競争（実施率32%→53%へ）による物品等の購入、役務契約、任期付研究員の採用などを行い、業務の質の低下を招くことなく経費の削減を図ったことは評価できるが、今後も引き続き、一般競争入札件数の増大等さらなる努力を期待する。

### (3) 財務内容の改善に関する事項

#### ①外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項

より質の高い研究に重点を置いた外部研究資金の獲得に努め、競争的研究資金や共同研究資金ともに、真に必要とされる国及び民間の調査について研究所の目的に照らしながら精査した上で、平成17年度実績を上回っている。また、書籍テキストなどの監修により、自己収入の確保にもつなげていることは、評価できる。

#### ②経費の抑制に関する事項

所内イントラネットを活用し、各プログラム、センターごとの予算執行状況を月毎に集計したものを公開し、効率的な資金運用を図ったほか、共同機器室の再配置を行うことにより、施設整備、スペース等の共有利用によりコ

スト削減を図ったことは、評価できる。なお、自己収入の比重が高いため、これに対応する受託経費を正確に把握することが経費の節減率を判定する上で必要である。したがって、受託経費に配賦される費用の按分基準を每期見直し、その適正性を期す必要がある。

③ 財務会計事項については、損益計算書と決算報告書の集計区分が異なっているにもかかわらず、その要因については、決算報告書上で説明されていない。独立行政法人会計基準に従い、その相違の概要を決算報告書上で説明する必要がある。

#### (4) その他の業務運営に関する重要事項

情報ネットワークを適切に運用するため、所内イントラネットを利用する職員等に対し、研究所のセキュリティーポリシーについての研修会を実施し、セキュリティーに対する意識を向上させている。また、ハード面についてはファイアウォールシステムを導入し、ソフト面・ハード面双方のセキュリティーレベルを向上させるなど必要な取組が行われている。